



【資料名】〔高松藩札〕（西尾家文書 159―24）  
【年代】（天保3辰年（1832年））  
【作成】高松藩札会所

## 【解説】

今回は高松藩札の流通の開始から停止までをご紹介します。

高松藩札は、宝暦7年（1757年）10月に発行された。その種類は、150匁札、100匁札、30匁札、20匁札、10匁札、1匁5分札、1匁札、5分札、3分札、2分札と様々だったが、紆余曲折を経て、最終的には100匁札、10匁札、1匁札の3種類となった。

天明・寛政ごろ（1781～1800年）になると、他藩に例をみないほど安定したものになった。

1つ目の要因は、「円滑な流通の成功」である。藩は、年貢米の銀納分や諸雑税など、領民から藩庁へ納めさせていた正銀を全て藩札に置き換えさせた。領民にとっても当初の引換比率が正銀100匁につき藩札101匁であるなど、藩札に引換えやすい仕組みが用意されていた。こうして、銀本位制から兌換制度へとスムーズに移行した。

2つ目の要因は、「信用維持のための厳重な取り扱い」だ。そもそも藩札は、領内における通貨不足を緩和することを目的のひとつとして発行された兌換紙幣である。それ自体に価値はなく、その運用には、確実に正貨と引き換えられる、という信用が必要不可欠だった。

そのため藩は、通用藩札の3分の1の引換元金銀を常時備えておき、引換金の備わっていない空札は通用させない方針をとっていた。

藩札が普及すればその分引換金も多く必要になるので、藩財政全体の底上げをすべく国産奨励にも力を入れた。

以上、2つの主な要因が、高松藩札の価値を支えた。

しかし享和元年（1801年）ごろから、慢性的な財政難に苦しむようになる。一度は藩札の信用の崩壊を恐れて、その流通高を減らしていたにもかかわらず、速やかに財政収入を増やすために、従来の方針とは真逆の施策を打ち出した。それが、藩札の貸付である。

財政の立て直しには国産品の増殖が必要であるとして、従来の砂糖などに加え、新たに多種多様な商品を積極的に生産させ、その元手となる生産資金を領民に藩札で貸し付けたのである。さらに、領民から国産品を買い上げ、代価として藩札を渡しておけば、大坂で売捌いて得た正銀は藩の利益になる。

他にも、困窮家臣や農商の裕福な者などに、田地山林や質物などをも抵当にした藩札の貸付が行われた。

しかし、兌換紙幣は乱発すればその原則がくずれて不換紙幣となる。これらは引換金の準備がない「空札」であったため、藩札の信用は著しく低下した。天保3年（1832年）当時の相場は、藩札633匁につき正銀60匁。藩札の価値は約10分の1に下落している。

この救済措置として、藩札の流通量を減らし価値を回復させるために、翌年3月に新藩札発行が行われた。まず年貢米など全ての上納金を旧藩札で払わせ、これを回収した上で、その流通を禁止。さらに、残りの旧札を100匁あたり新札10匁として引換させた。この政策によりインフレは改善され、高松藩の経済は正常に戻った。

藩札の流通停止は明治4年（1872年）。混乱をきたさない様に、政府が現地相場に基づいて少しずつ回収し、完了したのはその8年後のことであった。